

軽自動車税(種別割)の減免申請を受け付けます

障害のある方が使用する軽自動車、原動機付自転車等は軽自動車税(種別割)が減免される場合があります(昨年度減免を受けた方には納税通知書発送時に申請書を同封します)。

《対象者》

4月1日時点で、身体障害者手帳等を所持している方
※認定の等級や障害の部位によっては、減免の対象にならない場合があります。

《対象車両》

障害者本人が所有し、以下のいずれかに該当する車両

- 障害者本人が運転する軽自動車等
- 障害者と生計を一にする方が、その障害者のために運転する軽自動車等
(障害者の年齢が18歳未満、または障害の状態が重い方の場合は、生計を一にする方の所有でも可)
- 障害者のみの世帯で、障害者を常時介護する方がその障害者のために運転する軽自動車等

※減免できる車両は、障害者1人につき1台です。

※普通自動車で減免を受ける場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません。

※減免を受けた場合で、お太助タクシーチケットの交付を受ける方は、交付枚数が半分にになります。

《申請時必要書類等》

- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 減免申請書
(用紙は税務課、または各支所窓口係にあります)
- 手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳など)
- 車検証
(車検証がない車種の場合は標識交付証明書)
- 運転する方の運転免許証
- 納税義務者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)

※納税義務者以外の方が申請する場合は別途書類(本人確認書類等)が必要です。

《受付期間》

5月10日(月)～24日(月)

※昨年度減免を受けた方も、改めて今年度の申請が必要です。

《申請窓口》

税務課市民税係、または各支所窓口係

☎税務課 市民税係

☎・お太助フォン 42-5614 ☎ 42-2130

公営住宅の入居者を募集します

種類	市営住宅		
公募期間	5月6日(木)～20日(木)		
住宅名	美土里町 桑田住宅 B棟2号室	向原町 尾原住宅 A棟1号室	向原町 尾原住宅 A棟2号室
所在地	美土里町 桑田812番地1	向原町坂734番地	
家賃 (月額)	18,400円～ 36,100円	23,100円～ 45,400円	23,100円～ 45,400円
間取り	木造平屋 3DK	木造2階建て 3DK	木造2階建て 3DK
条件	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 所得制限(上限)あり ▪ 同居親族がいる方 		

※入居希望者多数の場合は抽選

☎住宅政策課 住宅係

☎・お太助フォン 47-1202 ☎ 47-1206

たかみや湯の森 歩行浴プールを廃止します

市内観光施設の運営見直しにより、たかみや湯の森歩行浴プールを5月末で廃止します。

※歩行浴プール以外は営業を継続します。

■4月1日から業務内容等を変更しています

	変更前	変更後
「お食事処谷屋」 営業時間(平日)	11時～21時	11時～14時 17時～21時
宿泊施設「福寿荘」 宿泊利用料金 (税込)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大人: 3,900円～4,800円 ▪ 子ども:2,900円 ▪ 市内65歳以上: 3,150円 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大人: 4,700円～5,600円 ▪ 子ども:3,300円 ▪ 市内65歳以上: 3,250円
宿泊施設「福寿荘」 休憩利用時間	9時～22時	9時～21時

☎商工観光課 観光振興係

☎・お太助フォン 47-4024 ☎ 42-1003

私のお気に入り

～#市長が訪ねてみる～



My Favorite Things

第2回 高宮町川根

市の北端、高宮町川根へ行ってきました。川根は昭和47(1972)年の豪雨災害を契機に、住民自治が発展した地区として有名です。当時を知る岡田千里さん(78歳)は「忘れられないつらい思い出」と語ってくださいました。陸の孤島と化し、行政による復旧が遅々として進まない中、住民自らが川舟で食料を運び、がれきを片付けた取り組みが、今ある川根の出発点となりました。その後、深刻な過疎化に直面しながら、今も住民の強い結束の下、さまざま



エコミュージアム川根の岡田さんと永岡さん



な活動が営まれています。柚子やそばといった名物、ホテル祭りが象徴する豊かな自然は、市内外に多くのファンを抱える川根の看板となりました。川根にひかれ、移住された方も少なくありません。地域と共に歩まれてきた岡田さんに「これまでで一番良かったと思うのは何ですか?」と尋ねてみると、少し照れながら、でも誇らしげに答えてくださいました。「川根に嫁に来たことです」と。困難に直面し助け合う人々、その輪の中に自分もいたという自負が凝縮されていたように思います。ここに、かけがえのない地域があると教えていただきました。

皆さんの“お気に入り”を募集します!

思い出を語りたい「地域・場所」「理由」と「連絡先」を記入した『私のお気に入り 応募用紙』を『広報あきたかたアンケートBOX』へ投函するかメール(koho-akitakata@city.akitakata.jp)でご連絡ください。

☎総務課 秘書広報室 ☎・お太助フォン42-5627

「保険料は納付期限までに納めましょう」

国民年金保険料の納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。期限までに保険料を納めないで障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。

令和3年4月分～令和4年3月分の保険料

月額16,610円

納付方法

- 日本年金機構から送付される納付書で納付(金融機関・郵便局・コンビニ・電子納付)
- 口座振替やクレジットカードで納付

お得な制度

- まとめて前払いすると割引きが適用
- 追加で保険料(400円/月)を納めると受取額が増加 ※付加保険料制度

☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

